

介護保険法で定められている介護老人保健施設の定義が変更され、「心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるよう支援する」ことが明確にされました。運営基準の基本方針でも「居宅における生活への復帰を目指すものでなければならない」と改めて明確になりました。平成30年4月の介護報酬改定では、介護老人保健施設の施設区分が更に細分化され、「従来型」「加算型」「強化型」の3種類から、「その他型」「基本型」「加算型」「強化型」「超強化型」施設の5種類に区分されることになりました。

施設区分は、以下の10項目の実績に応じたポイント合計で区分されることとなります。

- ①在宅復帰 ②ベッド回転率 ③入所前後訪問指導割合 ④退所前後訪問指導割合
 ⑤居宅サービスの実施数 ⑥リハ専門職の配置割合 ⑦支援相談員の配置割合
 ⑧要介護4又は5の割合 ⑨喀痰吸引の実施割合 ⑩経管栄養の実施割合

算定要件等

	超強化型 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	在宅強化型	加算型 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	基本型	その他型 (左記以外)
	在宅復帰・在宅療養支援等指標(最高値:90)	70以上	60以上	40以上	20以上
退所時指導等	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	左記の要件を満たさない
リハビリテーションマネジメント	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	
地域貢献活動	要件あり	要件あり	要件あり	要件なし	
充実したリハ	要件あり	要件あり	要件なし	要件なし	

在宅復帰・在宅療養支援等指標：					評価項目	算定要件
下記評価項目(①～⑩)について、項目に応じた値を足し合わせた値(最高値：90)						
①在宅復帰率	50%超 20	30%超 10	30%以下 0		退所時指導等	a: 退所時指導 入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行っていること。 b: 退所後の状況確認 入所者の退所後30日※以内に、その居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅における生活が1月※以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。
②ベッド回転率	10%以上 20	5%以上 10	5%未満 0			
③入所前後訪問指導割合	30%以上 10	10%以上 5	10%未満 0			
④退所前後訪問指導割合	30%以上 10	10%以上 5	10%未満 0			
⑤居宅サービスの実施数	3サ-ビス 5	2サ-ビス 3	1サ-ビス 2	0サ-ビス 0	リハビリテーションマネジメント	入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること。
⑥リハ専門職の配置割合	5以上 5	3以上 3	3未満 0			
⑦支援相談員の配置割合	3以上 5	2以上 3	2未満 0			
⑧要介護4又は5の割合	50%以上 5	35%以上 3	35%未満 0		地域貢献活動	地域に貢献する活動を行っていること。
⑨喀痰吸引の実施割合	10%以上 5	5%以上 3	5%未満 0		充実したリハ	少なくとも週3回程度以上のリハビリテーションを実施していること。
⑩経管栄養の実施割合	10%以上 5	5%以上 3	5%未満 0			

全国的にも要件を満たすことができる施設は非常に少ないことから、施設目標に向けてチーム一丸で取り組んで頂いた職員に感謝しております。ご利用者様が、これからも安心して家に帰って暮らしていただけるよう、医療・介護・リハビリ・栄養・ケアマネ等の専門スタッフによるチームワークと創意工夫で、地域の皆様に愛され信頼される施設として、より一層、努力してまいります。

2018 年

在宅復帰・在宅療養支援等指標【実績】

サービス提供月	施設類型
2018 年 4 月	加算型
2018 年 5 月	加算型
2018 年 6 月	強化型
2018 年 7 月	超強化型
2018 年 8 月	超強化型
2018 年 9 月	超強化型
2018 年 10 月	超強化型
2018 年 11 月	超強化型
2018 年 12 月	超強化型
2019 年 1 月	超強化型
2019 年 2 月	超強化型
2019 年 3 月	

※ご利用料金については、上記の「在宅復帰・在宅療養支援等指標【実績】」を基にご請求させていただきます。